

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いわき市長 内田 広之

市町村名 (市町村コード)	いわき市 (204)	
地域名 (地域内農業集落名)	榊小屋地区 ( 榊小屋集落 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5 年 11 月 7 日 ( 第 1 回 )	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・アンケート調査の結果、自ら耕作や農作業の委託等を希望する面積が50.7%を占めるものの、経営の委託や所有権の移転を希望する面積が20.3%を占めることから、新たな農地の受け手の確保が必要。  
 ・耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地や法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。  
 ・鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している。  
 ・農業者の高齢化と担い手不足が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基盤整備等により耕作条件の改善が必要。  
 ・農産物の高付加価値化により所得の向上を図る。  
 ・いわきワイナリーで使用するぶどう(垣根仕立ての長梢剪定)及び丹沢そば福島いわきのそばを主要作物とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手(認定農業者、いわきワイナリー、丹沢そば福島いわき)の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構の活用は現時点では考えていないが、必要に応じて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業については、被相続農地が未整理であり、条件を満たすための課題が山積していることから、基盤整備事業には取り組まない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・現在のいわきワイナリーのブドウ及び丹沢そば福島いわきのそば育成を継続し、必要に応じていわき農林事務所 所の助言を受けながら推奨していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在活用している多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金により、草刈りや水路の土砂上げ等を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①地域による鳥獣被害対策として電気柵を設置して対策していく。				
⑤いわきワイナリーがぶどうを育てているため、必要に応じて協力する。				
⑦水路の維持管理や竹藪の竹切、県道の草刈りなど継続していく。				